

生駒市立学校通学区域制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生駒市立小学校及び中学校の通学区域の適正化を図るため、生駒市立学校通学区域制度検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討し、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 通学区域の設定又は変更に関すること。
- (2) 学校選択制に関すること。
- (3) その他通学区域制度の運用に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 生駒市自治連合会を代表する者
- (2) 生駒市PTA協議会を代表する者
- (3) 生駒市校園長会を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。

2 委員は、前条第2項に掲げる者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。